

●香川県告示第424号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成19年8月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 長土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 平成19年8月13日
- 3 指定道路の位置 東かがわ市川東589-1、589-21及び589-24
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル
延長 53.89メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。